

平成 26 年度ごみ処理基本計画
アクションプログラム

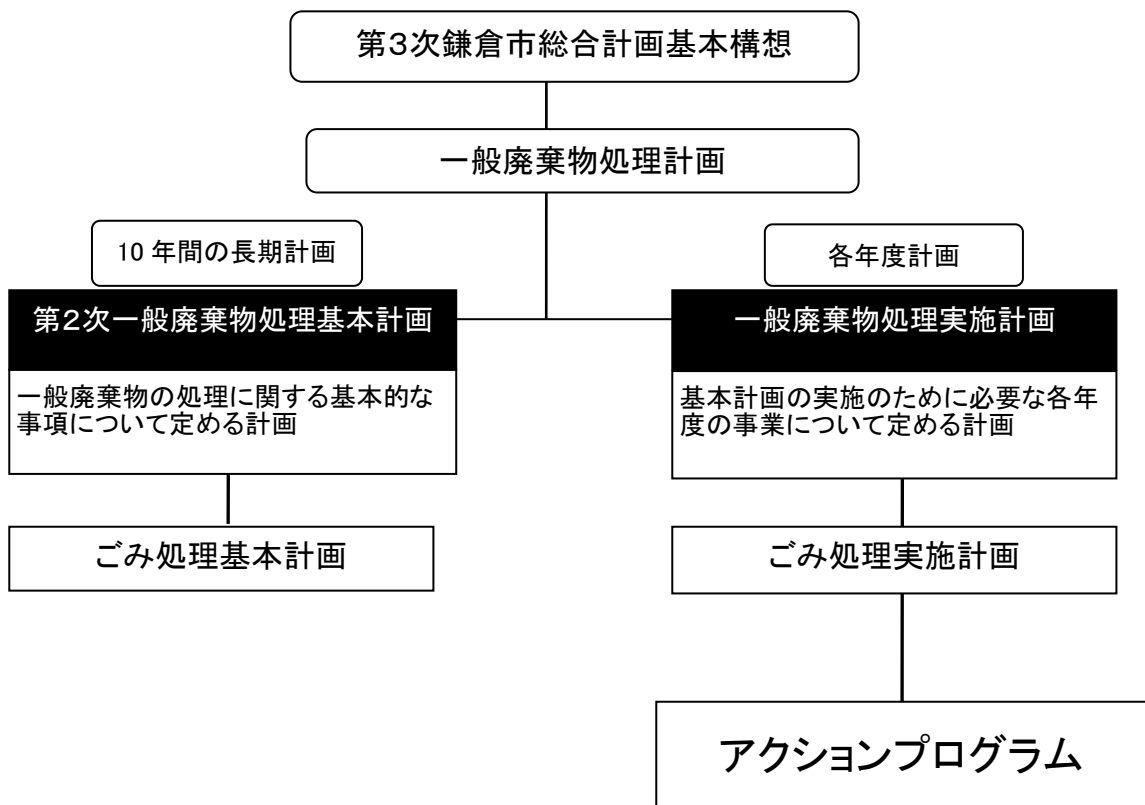
アクションプログラムの背景

平成 18 年 10 月に平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間の基本計画とする第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定し、5 年目にあたる平成 22 年度には中間的な見直しをすることとしていました。

この 5 年間の推計人口と実際の人口動態の乖離、ごみ処理広域化及び生ごみ資源化施策の検討、国の廃棄物処理に関する法制度の改正などを踏まえた計画の改定が必要であったことから、平成 23 年 6 月 13 日にごみ処理基本計画の中間見直しを行いました。

中間見直し後のごみ処理基本計画は、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間の計画期間とし、市民、事業者、行政の連携・協働によるごみ減量・資源化を推進するものであり、毎年度ごとに着実なごみ焼却量の減量が求められるものであることから、計画的で着実な事業の推進を図るため、具体の施策を定めたものがアクションプログラムです。

また、平成 25 年度以降については、ごみ処理基本計画（中間見直し）を再構築いたしましたが、今回、平成 23 年度から 25 年度にかけてのごみ減量・資源化施策ごとの実績を踏まえ、平成 26 年 6 月 5 日に平成 26 年度アクションプログラムを策定しました。



減量・資源化対策の実施事業のスケジュール

(第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(中間見直し)(再構築) P 29)

主な実施事業	25年度	26年度	27年度
家庭・地域に対する働きかけ			
家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化	戸別収集 一部実施	全市実施	
家庭での取り組み (家庭用生ごみ処理機の普及等)	継続実施		
臨時ごみ・持込みごみの ごみ処理手数料の改定		実施	
事業所・商店街に対する働きかけ			
事業所での資源物分別徹底	継続実施		
事業所での取り組み (事業系ごみ処理手数料の改定等)		実施	
多量排出事業所における生ごみ資源化 (大型生ごみ処理機の普及)	継続実施		
	助成制度実施		
小規模施設による生ごみ減量		モデル事業	検討
その他のごみ減量・資源化の方策			
リサイクルの推進－資源化品目の拡大			
竹・笹・シュロ類	継続実施		
布団・畳・木質廃材	継続実施		
家庭系製品プラスチック		実施	
市民、事業者、行政が一丸となった取り組みの推進			
鎌倉のごみ減量をすすめる会の活動	継続実施		

上記のスケジュールに基づき、次の7項目の重点項目により進行管理を行います。

- 重点項目1 家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化
- 重点項目2 家庭での取り組み
- 重点項目3 事業所での取り組み
- 重点項目4 多量排出事業所における生ごみ資源化
- 重点項目5 小規模施設による生ごみ減量
- 重点項目6 資源化品目の拡大(製品プラスチックの資源化)
- 重点項目7 新たな減量・資源化方策の検討

重点項目 1

家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化

ごみ焼却量を減らすには、「ごみを持ち込まない」「ごみを作らない」「ごみを出さない」社会づくりが必要です。

ごみ減量・資源化に向けた市民意識を高め、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化、ごみ排出量の減量を図るため、家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化の同時実施を目指して、説明会やパブリックコメントを実施してきましたが、戸別収集を中心にコストの問題、削減効果への懸念、さらに、コミュニティーや防犯、景観への懸念など様々な意見が寄せられたことから、一定の評価が得られている有料化を先行してすることとし、平成 26 年 2 月議会に有料化を実施するための条例改正案を上程しましたが、審議の過程において有料化の対象品目が明確になっていないなどの指摘があったことから、提案した条例改正案を取り下げました。

しかし、有料化は、ごみ排出量に応じた負担の公平性や約 6 割の自治体の実施され、ごみの削減効果が確認されており、ごみ処理基本計画の目標達成のためには不可欠な施策であり、ごみ発生抑制に寄与する施策であることから、早期の実施を目指す必要があります。2 月議会で指摘を受けた部分を修正して平成 26 年 6 月議会に上程を予定し、平成 27 年 1 月 15 日からの実施を目指していきます。

また、戸別収集は実施時期を先送りし、意見のあった内容について検証し十分な市民の理解を得ていきます。

アクション	平成26年度目標			計画	ごみ焼却削減量3,664 t									
	4月	5月	6月	実施見込	平成27年1月からの有料化での削減量453 t									
				7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
○ 広報等による周知 広報かまくら等 ホームページ ごみダイエット展				○					○					
○ 市主催説明会					○				○					
○ 自治・町内会説明会	←													→
○ 条例改正			○											
○ 有料化実施			(予定)										○	(予定)
○ 啓発資料の作成 DVDの作成 パンフレット作成				←		→	←		→					
○ 分別方法の周知 新しい分け方・出し方 の作成				←					→					

積算根拠

- ① 有料化のみの削減見込み（年間） $3,475 \text{ t} \times 8\% / 14\% = 1,986 \text{ t}$
平成 27 年 1 月 15 日からの削減効果 $1,986 \text{ t} \times 2.5 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 414 \text{ t}$
- ② 臨時ごみ、持込みごみの手数料の改定 $189 \text{ t} \times 2.5 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 39 \text{ t}$

重点項目 4

多量排出事業所における生ごみ資源化

事業所のうちごみ排出量が毎月3トン以上等の基準を超えるものは、多量排出事業所として、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例により「減量化及び資源化計画書」の市への提出が義務付けられています。

本市内には毎年度約50事業所の多量排出事業所があり、個別に訪問し、ごみ減量への取り組みを依頼しているところです。

事業系ごみの多くを占める生ごみの資源化は、排出量の多い多量排出事業所で実施することが、収集運搬のコスト軽減から効率的です。このため、生ごみ資源化事業者への委託による生ごみの資源化又は減量を勧めていきます。

生ごみ資源化事業者は市外に立地することから、大型生ごみ処理機の設置による生ごみの減量・資源化も併せて進めていきます。大型生ごみ処理機の設置を促進するために、多量排出事業者向けの設置費等に対する助成制度を創設し、実施します。

アクション	平成26年度目標			ごみ焼却削減量610 t								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 多量排出事業所の抽出	←————→											
○ 「減量化及び資源化計画書」の提出	←————→											
○ 多量排出事業所への訪問調査、生ごみ資源化の啓発				←————→								
○ 大型生ごみ処理機設置助成制度の創設・運用	←————→			←————→								
○ 大型生ごみ処理機モデル機の検証	←————→			←————→								

積算根拠

- 計画 ①生ごみ資源化の推進 588 t
②生ごみ処理機 22 t

- 見込み①生ごみ資源化の推進 588 t
②生ごみ処理機 22 t

重点項目 5

小規模施設による生ごみ減量

前記の多量排出事業所以外の事業所のうち、一定量以上の生ごみを排出する事業所について、①事業所で燃やすごみと生ごみを分別し、従来どおり許可業者と契約、②許可業者は分別された生ごみを市施設に運搬し、市に処理手数料を支払う、③市は大型生ごみ処理機で減量を行う、という仕組みを検討するものです。

大型生ごみ処理機の設置場所は、焼却停止後の今泉クリーンセンターを前提に検討します。

事業系ごみからの生ごみの分別は、残飯に含まれる生ごみ以外の除去が課題となります。また、多量排出事業所以外の事業所から排出される生ごみについては、個々の事業所の排出量は少ないことから、収集運搬の効率性に課題があります。

これらの課題を解決すべく、平成 26 年度に生ごみの分別、収集運搬のモデル事業を実施することを旨として、収集を担う許可業者と生ごみ減量のためのシステムを検討します。

アクション	平成26年度目標			生ごみ処理モデル事業を実施し、平成28年度からの資源化に向けた検討								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 今泉クリーンセンター近隣自治・町内会への説明	←			→								
○ 生ごみ減量システムの検討	←			→								

